

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由		
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織(第2条―第11条)</p> <p>第3章 役員等(第12条―第14条)</p> <p>第4章 職員(第15条・第16条)</p> <p>第5章 本部の組織及び運営(第17条―第21条)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営(第22条―第26条)</p> <p>第7章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 組織</p> <p>(大学院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 大学院に、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府及び連合農学研究科を置く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、<u>当該組織から推薦された候補者の中から別に定める手続により</u>、学長が任命する。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織(第2条―第11条)</p> <p>第3章 役員等(第12条―第14条)</p> <p>第4章 職員(第15条・第16条)</p> <p>第5章 本部の組織及び運営(第17条―第21条)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営(第22条―第26条)</p> <p>第7章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 組織</p> <p>(大学院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 大学院に、農学研究院、工学研究院、<u>グローバルイノベーション研究院</u>、工学府、農学府、生物システム応用科学府及び連合農学研究科を置く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、別に定める手続により、学長が任命する。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>第9条 グローバルイノベーション研究院に、次表のとおり、機構を置く。</u></p> <table border="1" data-bbox="1075 1353 1877 1401"> <tr> <td data-bbox="1075 1353 1518 1401">研究院名</td> <td data-bbox="1518 1353 1877 1401">機構名</td> </tr> </table>	研究院名	機構名	
研究院名	機構名			

	女性未来育成機構
グローバルイノベーション研究院	イノベーション推進機構
	テニュアトラック推進機構

- 2 前項に掲げる機構に、長を置く。
- 3 前項の機構の長は、学長が任命する。
- 4 その他機構について必要な事項は、研究院において別に定める。

第3章 役員等

(役員)

第12条 (略)

2 (略)

3 学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4～6 (略)

第4章 職員

(教育職員の所属等)

第16条 教育職員は、原則として次に掲げる各号のいずれかの組織に所属するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) グローバルイノベーション研究院

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第3章 役員等

(役員)

第12条 (略)

2 (略)

3 学長の任期は、4年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。

4～6 (略)

第4章 職員

(教育職員の所属等)

第16条 教育職員は、原則として次に掲げる各号のいずれかの組織に所属するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

<p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 第6条第3項に規定する学内施設及び第11条第1項に規定する附属施設</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営 (部局長)</p> <p>第22条 第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部を部局とし、当該部局に次の部局長を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(副部局長)</p> <p>第23条 部局長を補佐するため、当該部局に次の副部局長を置く。</p>	<p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 第6条第3項に規定する学内施設、第9条第1項に規定する機構及び第11条第1項に規定する附属施設</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営 (部局長)</p> <p>第22条 第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部を部局とし、当該部局に次の部局長を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>グローバルイノベーション研究院長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(副部局長)</p> <p>第23条 部局長を補佐するため、当該部局に次の副部局長を置く。</p>	
---	---	--

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(部局運営委員会)

第24条 (略)

(新設)

(教授会)

第25条 部局における教育研究に関する事項を審議するため、各部局に教授会を置く。

(部局組織運営規程)

第26条 この章に定めるもののほか、部局の運営及び組織に関する事項は、必要に応じて規程で別に定める。

(新設)

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
女性未来育成機構
環境リーダー育成センター

(1)・(2) (略)

(3) グローバルイノベーション研究院副院長

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(部局運営委員会)

第24条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、グローバルイノベーション研究院に置く部局運営委員会については別に定める。

(教授会)

第25条 部局における教育研究に関する事項を審議するため、各部局に教授会を置く。ただし、グローバルイノベーション研究院においては、教授会を置かないことができる。

(部局組織運営規程)

第26条 この章に定めるもののほか、部局の組織及び運営に関する事項は、国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程において定める。

2 前項の規定にかかわらず、グローバルイノベーション研究院の組織及び運営に関する事項については別に定める。

別表(第6条第2項及び第3項関係)

組織及び施設の名称
環境リーダー育成センター

イノベーション推進機構			
テニユアトラック推進機構			
グローバルイノベーション研究機構			

附 則（経教規則第1号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に学長である者の任期については、第12条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。